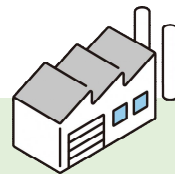


令和7年度 鹿沼市物価高騰対策経営強化補助金

物価の高騰が続く中、事業継続および経営強化の促進を図るため、一定の省エネ性能を有する設備への買換えや、生ごみ処理機の設置等を行う市内中小企業を支援します。

交付対象者



以下の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- ① 商工会法第2条に規定する商工業者
- ② 中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する中小企業者
または、第4号に該当する中小企業団体
- ③ 市内に事業所等を有す方、
または鹿沼市特定創業支援事業に関する証明を受け、これから営業をしようとする方
(市内に商業登記(法人)または住民登録(個人)があることを条件)
- ④ 過去(令和5年度)に同補助金の交付決定を受けていない方。※下記対象設備のうち、
(4)から(7)に該当するものを申請する場合は、過去に交付決定を受けていても申請可能
- ⑤ 申請時において市税の滞納処分を受けていない方

対象設備



【買換え対象】

- (1) LED照明 (2) エアコン (3) 冷蔵・冷凍庫 (4) 業務用給湯器 (5) 変圧器
(6) 産業ヒートポンプ (7) 産業用モータ

※「グリーン購入法調達基準に適合した設備」または「トップランナー基準を達成した設備」

【買換え・新規購入対象】

- (8) 生ごみ処理機

※業務に使用するものに限りま

補助額等

【補助率】2分の1以内

【上限額】上記対象設備のうち、(1)から(3)および(8) → 上限30万円
(4)から(7) → 上限50万円

※千円未満を切り捨てた額を予算の範囲内で交付します。



申請期間

R7年10月1日(水)～R8年1月30日(金) 17:00 まで(必着)

鹿沼市経済部産業振興課商工振興係(市役所5階6番窓口)

0289-63-2182

8:30-17:15(土日祝日除く)

<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000010753-1.html>

鹿沼市公式HP



対象経費

- (1) 対象設備本体の購入に係る費用
- (2) 設置工事費
- (3) 設備に係る部品及び付帯設備費
- (4) リサイクル処理費及び処分費
- (5) 消費税



対象外経費

- (1) 修理費、保証費及び保守料
- (2) 設備の仕入れに係る運搬費及び送料
- (3) 利用料及びリース料
- (4) 中古品への更新費用
- (5) 振込手数料
- (6) 値引額
- (7) その他市長が当該補助金の対象として不適切と認める経費

申請・交付の流れ

…申請者

…市役所

01

申請

事業実施前に
提出書類を郵送
または持参
(R8年1月30日まで)

02

審査・交付決定

提出書類を審査。
交付要件に満た
していれば交付
決定

03

事業開始

交付決定通知が
届いたら、
申請した内容の
事業を実施

04

支払い

施工業者等へ
支払いを行い
領収書を受取る

05

実績報告

提出書類を郵送
または持参
(R8年2月27日まで)

06

審査・交付確定

提出書類を審査。
交付要件に満た
していれば交付
確定

07

補助金請求

交付確定通知が
届いたら15日
以内に請求書を
郵送または持参
(05と同時提出可)

08

補助金交付

指定口座へ
交付確定額を
振込

申請必要書類



- ☐ 補助事業実施計画書及び収支内訳書（様式第2号）
- ☐ 同意書兼宣誓書（様式第13号）
- ☐ 登記事項証明書（法人の場合）または住民票（個人事業主の場合）の写し
- ☐ 直近の確定申告書（個人事業主の場合）の写し
- ☐ 事業所の平面図又は立面図
- ☐ 備品設置、改修工事等を行う箇所の施工前の写真
- ☐ 購入する備品等のカタログの写し
（機能や省エネルギー性能が分かり、対象設備と判断できるもの）
- ☐ 補助対象経費に係る見積書又は契約書
- ☐ 鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書の写し（これから営業しようとする者のみ）

申請書類
ダウンロードはこちら



鹿沼市公式HP